(別紙1)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務

	2条の表に定める事務
①法令上の根拠	②提供先における用途
番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表1の項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって第3条で定めるもの
番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第4条で定めるもの
番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第5条で定めるもの
番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表5の項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保 険に関する事務であって第7条で定めるもの
番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表7の項	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第9条で定めるもの
番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表11の項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第13条で定めるもの
番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表13の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第 15条で定めるもの
番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表15の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第17条で定めるもの
番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表20の項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第 22条で定めるもの
番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表28の項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第31条で定めるもの
番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表37の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第39条で定めるもの
番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表39の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第41条で定めるもの
番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表48の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの
番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表53の項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって第55条で定めるもの
	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する 事務であって第59条で定めるもの
	① 法第19条 第82条 にの

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	
厚生労働大臣又は共済 組合等	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表58の項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第60条で定めるもの	
文部科学大臣又は都道 府県教育委員会	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表59の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第61条で定めるもの	
都道府県教育委員会又 は市町村教育委員会	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表63の項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第65条で定めるもの	
国家公務員共済組合	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表65の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第67条 で定めるもの	
国家公務員共済組合連 合会	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表66の項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施 行法による年金である給付の支給に関する事務であって第68条で定めるもの	
市町村長又は国民健康 保険組合	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表69の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第71条で定めるもの	
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表73の項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第75条で定めるもの	
市町村長	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表75の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第77条で定めるもの	
住宅地区改良法第2条第 2項に規定する施行者で ある都道府県知事又は 市町村長	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表76の項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって第78条で定めるもの	
都道府県知事等		児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第83条で 定めるもの	
地方公務員共済組合	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表83の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第85 条で定めるもの	
地方公務員共済組合又 は全国市町村職員共済 組合連合会	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表84の項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第86条で定めるもの	
市町村長	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表86の項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第88条で定めるもの	
市町村長	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表87の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第89条で定めるもの	
厚生労働大臣又は都道 府県知事	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表91の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に 関する事務であって第93条で定めるもの	
都道府県知事等	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表92の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって第94条で定めるもの	
市町村長	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表96の項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第98条で定めるもの	

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表106の項	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第 108条で定めるもの
市長村長	基づく主務省令第2条の 表108の項	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞 金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第110条で定める もの
厚生労働大臣	基づく主務省令第2条の 表110の項	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業 給付金の支給に関する事務であって第112条で定めるもの
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表112の項	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって第114条で定めるもの
後期高齢者医療広域連 合	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表115の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保 険料の徴収に関する事務であって第117条で定めるもの
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表118の項	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって第120条で定めるもの
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表124の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第126条で定めるもの
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表129の項	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第131条で定めるもの
平成8年法律第82号附則 第32条第2項に規定する 存続組合又は平成8年法 律第82号附則第48条第1 項に規定する指定基金	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表130の項	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に 関する事務であって第132条で定めるもの
市町村長		介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収 に関する事務であって第134条で定めるもの
都道府県知事	番号法第19条第8号に	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務で あって第138条で定めるもの
都道府県知事又は保健 所を設置する市の長	番号法第19条第8号に	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第139条で定めるもの
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表138の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための 農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規 定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である 給付の支給に関する事務であって第140条で定めるもの
独立行政法人日本学生 支援機構		独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって第143条で定めるもの
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表142の項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第144条で定めるもの
都道府県知事又は市町 村長	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表144の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第146 条で定めるもの

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表149の項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する 法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって第151条で定める もの
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表150の項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって第152条で定めるもの
文部科学大臣、都道府県 知事又は都道府県教育 委員会		高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第153条で定めるもの
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業 訓練受講給付金の支給に関する事務であって第154条で定めるもの
市町村長	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表155の項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表156の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の 支給に関する事務であって第158条で定められたもの
都道府県知事	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表158の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する 事務であって第160条で定めるもの
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表160の項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第162条で定めるもの
地域優良賃貸住宅制度 要綱第2条第9号に規定 する地域優良賃貸住宅 (公共供給型)又は同条 第16号に規定する公営 型地域優良賃貸住宅(公 共供給型)の供給を行う 都道府県知事又は市町 村長	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表163の項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第165条で定めるもの
都道府県知事	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表164の項	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第166条で定めるもの
都道府県知事	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表165の項	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第167条で定めるもの
都道府県知事	番号法第19条第8号に 基づく主務省令第2条の 表166の項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健 発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進 事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関す る事務であって第168条で定めるもの

(別紙2)番号法別表に定める事務

移転先	②移転先における用途 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの 特神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税
福祉総務課 番号法別表10の項 健康推進課子育て支援課 番号法別表14の項 福祉総務課 番号法別表20の項 福祉総務課 番号法別表21の項 福祉総務課 番号法別表22の項 福祉総務課 番号法別表22の項	費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
健康推進課 子育て支援課 番号法別表14の項 福祉総務課 番号法別表20の項 福祉総務課 番号法別表21の項 福祉総務課 番号法別表22の項	の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
子育で支援課 番号法別表20の項 福祉総務課 番号法別表21の項 福祉総務課 番号法別表21の項 福祉総務課 番号法別表22の項	て主務省令で定めるもの 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
福祉総務課 番号法別表21の項 福祉総務課 番号法別表22の項	タ体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は 徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
福祉総務課 番号法別表22の項	は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退 院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定 めるもの 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給若しくは進学・就職準 備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は 徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
	院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
生活福祉課 番号法別表23の項	備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は 徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
税務課 納税課 番号法別表24の項 国保年金課	及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
建築課 番号法別表27の項	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に 関する事務であって主務省令で定めるもの
生活福祉課 番号法別表32の項	戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護に関する事務であって主務省令で定めるもの
国保年金課 番号法別表44の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であって主 務省令で定めるもの
国保年金課 番号法別表46の項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
福祉総務課 番号法別表50の項	知的障害者福祉法による知的障害者の判定に関する事務であって主務省令で定めるもの
福祉総務課 番号法別表51の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
子育て推進課 番号法別表56の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定める もの
生活福祉課 番号法別表60の項	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの
長寿課 番号法別表61の項	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
子育て推進課 番号法別表63の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途
子育て推進課	番号法別表64の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
子育て推進課	番号法別表65の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの
福祉総務課	番号法別表66の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
福祉総務課	番号法別表67の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者 手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に 関する事務であって主務省令で定めるもの
生活福祉課	番号法別表68の項	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
子育て支援課 国保年金課	番号法別表70の項	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康 手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の 訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に 関する事務であって主務省令で定めるもの
生活福祉課	番号法別表71の項	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
生活福祉課	番号法別表74の項	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
子育て推進課 人事課	番号法別表81の項	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
生活福祉課	番号法別表82の2の項	災害
国保年金課	番号法別表85の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収 又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
建築課	番号法別表93の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
生活福祉課	番号法別表95の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの
長寿課	番号法別表100の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する 事務であって主務省令で定めるもの
健康推進課	番号法別表111の項	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
国保年金課	番号法別表116の項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
福祉総務課	番号法別表117の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
健康推進課	番号法別表126の項	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主 務省令で定めるもの
子ども課	番号法別表127の項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
国保年金課	番号法別表128の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に 関する事務であって主務省令で定めるもの

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途
生活福祉課 子育て推進課	来旦注別主125の項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙3)番号条例別表第1に定める事務

(7)1/10(0/田)	大門別及第二年の分子	- 30
移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途
国保年金課	番号条例別表第1の1項	刈谷市母子家庭等医療費支給条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
国保年金課	番号条例別表第1の2項	後期高齢者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
福祉総務課	番号条例別表第1の3項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当 又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当に愛知県が加算す る手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
国保年金課		刈谷市子ども医療費支給条例(昭和48年条例第11号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
国保年金課	番号条例別表第1の6項	刈谷市心身障害者医療費支給条例(昭和48年条例第10号)による医療費の助成に関する 事務であって規則で定めるもの
国保年金課	番号条例別表第1の7項	刈谷市精神障害者医療費支給条例(昭和54年条例第7号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの